



技術協力プロジェクト

2018年12月28日現在

本部／国内機関 : 人間開発部

案件概要表

案件名	(和) 初中等教育算数・数学指導力向上プロジェクト (英) Project for the Improvement of Mathematics Teaching in Primary and Secondary Education
対象国名	エルサルバドル
分野課題1	教育-前期中等教育
分野課題2	教育-後期中等教育
分野課題3	教育-その他教育
分野分類	人的資源-人的資源-教育
プログラム名 援助重点課題 開発課題	東部地域開発プログラム 経済の活性化と雇用拡大 地域開発のための産業基盤整備と生産性向上
プロジェクトサイト	サンサルバドル市
署名日(実施合意)	2015年10月29日
協力期間	2015年11月15日 ~ 2019年06月30日
相手国機関名	(和) 教育省
相手国機関名	(英) Ministry of Education

プロジェクト概要

背景

(1) 当該国における教育セクターの現状と課題

エルサルバドルの「5か年開発計画(Plan Quinquenal de Desarrollo) 2014~2019」では、前5か年計画に引き続き、国際競争力強化と経済発展に資する産業人材の育成の重要性が謳われており、その基盤となる初中等教育の質の改善が喫緊の課題とされている。とりわけ算数・数学教育の質の改善の重要性、これに対する我が国協力の優位性が確認されたことから、2006年から2009年にかけてJICAは「初等教育算数指導力向上プロジェクト」を実施し、第1~6学年の算数教科書や教師用指導書の開発、現職教員研修の改善などに取り組み、着実な成果を上げてきた。

今般、前プロジェクト(初等第1~6学年)での算数教育の質の改善を高く評価しているエルサルバドル教育省は、第7~11学年(日本の中学・高等学校に相当)まで協力対象学年を拡大し、また、教材開発や現職教員研修に加え新規教員養成課程にまで協力の範囲を拡大することを要請している。これにより、教員養成課程、初等中等の教育現場、現職教員研修における一貫した算数・数学教育の質の改善が期待される。

(2) 当該国における教育セクターの開発政策と本事業の位置づけ

エルサルバドルの教育政策 "Vamos a la Escuela (学校へ行こう) 2009~"において、学習及び教員の質向上のための戦略として、各教育段階における継続的なカリキュラムの見直しと改訂、生徒及び教員用教材の作成・改訂、教員養成課程の見直しと再設計、教員の継続的能力向上等を戦略として掲げている。第7~11学年の生徒及び教員用の教材開発を主軸に、教員養成課程や現職教員研修の改善までを視野に入れた本プロジェクトは、上記政策に沿ったものである。

(3) 教育セクターに対する我が国及びJICAの援助方針と実績本プロジェクトは、JICAの対エルサルバドル開発課題「社会開発」の中の「教育・保健改善プログラム」及び開発課題「地域開発のための産業基盤整備と生産性向上」の「東部地域開発プログラム」の双方に位置付けられる。教育の質の改善を通じた産業人材育成基盤や国際競争力の強化に繋がるものであり、エルサルバドルの経済の活性化や雇用拡大に資すると期待される。

(4) 他の援助機関の対応

算数・数学に特化してはいないものの、アメリカ合衆国(USAID、ミレニアム挑戦公社等)やスペイン国際協力開発庁などが、教育分野での協力を実施・予定しており、これら他ドナーと教科書等の印刷・配布経費を含めて連携、棲み分けの整理が必要である。

上位目標	基礎教育、中等教育において教室レベルで算数・数学の教授－学習過程が改善される。【授業改善】
プロジェクト目標	基礎教育、中等教育、大学レベルの教師教育(教員養成および現職教員研修)において主要なカリキュラム実践基盤が強化される。
成果	<ol style="list-style-type: none">1) 基礎教育、中等教育の算数・数学科に関する現状調査報告書と改善提案書が作成される。2) 基礎教育、中等教育全11学年の算数・数学科カリキュラムが改訂される。3) 基礎教育第1・2サイクル全6学年の算数教科書、練習帳、教師用指導書が改訂される。4) 基礎教育第3サイクル全3学年、中等教育全2学年、計5学年の数学科教科書、問題集(学年毎の構成とは限らない)、教師用指導書が開発される。5) 基礎教育、中等教育段階の算数・数学科教員を対象とした2種類(教育段階毎)の教員養成計画およびカリキュラムが改訂される。6) 基礎教育、中等教育段階の算数・数学科教員を対象とした2種類(教育段階毎)の現職教員研修計画と対応する8種類のモジュールが改訂される。7) 基礎教育、中等教育段階の算数・数学科教員の養成に資する算数・数学科指導法関連参考図書が開発される。8) 教育省技官と主要関係者の教材開発に必要な指導法に関する能力が向上する。
関連する援助活動	
(2)他ドナー等の援助活動	数学に特化した教育援助を行っている他ドナーはいないものの、USAIDやスペイン国際協力開発庁が教育分野での協力を実施・予定している。



技術協力プロジェクト

2019年02月27日現在

本部／国内機関 : 人間開発部

案件概要表

案件名	(和)病院前診療の能力強化プロジェクト (英)Project for Strengthening the Capacities of Medical Emergency Care in the Prehospital Care Setting in El Salvador
対象国名	エルサルバドル
分野課題1	保健医療-保健医療システム
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	保健・医療-保健・医療-保健・医療
プログラム名 援助重点課題 開発課題	防災体制の強化プログラム 持続的開発のための防災・環境保全 気候変動及び環境への対応
プロジェクトサイト	エルサルバドル国内において、最初にSEMが導入されたサンサルバドル市首都圏(人口およそ150万人)
署名日(実施合意)	2016年03月07日
協力期間	2016年08月29日 ~ 2020年08月28日
相手国機関名	(和)保健省
相手国機関名	(英)Ministry of Health

プロジェクト概要

背景

(1) 当該国における保健セクターの現状と課題
エルサルバドル国は、ハリケーン、地震、火山噴火等の自然災害が頻発しており、地理的・土壌的要因から風水害だけではなく、地震に対しても脆弱性が高く、多くの人的被害が発生している。1998年に中米を襲ったハリケーン・ミッチの際には死者844名、2001年に発生した2度の大地震では死者1,259名、被災者150万人を出している。これら以外にも小・中規模の自然災害による人的被害は頻りに発生している状況である。
このため同国保健省は、これらの自然災害によって生じる健康被害に対応し、死傷者数を可能な限り削減することを目的として、災害医療体制の構築に取り組んでいるところであるが、有事の際の急激に増大する医療需要と医療供給の低下という環境下において適切な医療を行なうための基盤となるべき救急医療体制の整備が必要であると認識している。
このような現状を踏まえ、同国保健省が策定した「国家保健政策2009-2014」では、救急医療体制の強化を優先課題の一つとして挙げており、それに向けた具体的な取り組みとして、同国保健省内に救急医療局を2012年に設置し、他ドナーからの資金支援および技術支援を活用しつつ、首都圏で「救急情報」、「救急搬送」、「救急診療」から成る救急医療システム(以下「SEM: Sistema de Emergencias Médicas」という)を、2013年10月に導入した。SEMの導入に伴い、その構成要素となる救急車の出動指示、および患者の受入調整を医療施設に行う救急医療システム調整センター(以下「CCSEM: Centro Coordinador de Llamadas del SEM」という)の設置を2013年12月に、救急車で患者の搬送を行う救急医療システム運用基地(以下「BOSEM: Bases Operativas del SEM」という)の設置を2014年4月に完了し、救急医療活動を本格的に開始している。
しかしSEMの運用にあたっては、多くの課題に直面している。救急搬送では、救急医療人材の技術水準が安定していないため、適切な処置が行われない事例があることや、行われた判断や処置を事後に検証する評価システム(メディカルコントロール)が確立されておらず、救急医療サービスの持続的な質の改善が課題となっている。また救急情報では、CCSEMが各医療機関の医療情報(診療科情報、空床状況)をタイムリーに把握できていないことに加え、保健省と救急医療を行うNPO等の他組織との連携・協調が円滑ではないため、効率的かつ効果的な

SEMの運用が困難な状況となっている。

(2) 当該国における保健セクターの開発政策と本事業の位置づけ
保健省は「国家保健政策2009-2014」の中に位置付けられている戦略「緊急・災害時のインパクトの軽減」において、リスクマネジメントの観点から緊急、疾病流行、自然災害、人的災害時の適切な保健医療サービスの確実な提供を目標としている。また同戦略を実現するために保健省は、「救急医療体制の整備・改善」を活動計画の一つとして掲げている。
本事業は、「国家保健政策」において強調される、救急・災害時の国民への適切な保健医療サービスへのアクセス改善に沿い、平時の救急医療体制の強化を目指すとともに、それを通じて災害時への対応力の強化にも貢献する内容であり、エルサルバドルの保健政策の実現の一部を担う事業として位置づけられる。

(3) 保健セクターに対する我が国及びJICAの援助方針と実績
我が国の「国際保健政策2011-2015」によれば、自然災害による健康被害に対する積極的な支援を行い、コミュニティの安定と平和構築に貢献することが掲げられている。また、我が国は「対エルサルバドル共和国別援助方針」において、重点分野の一つである「持続的開発のための環境保全」の中で「防災体制の強化プログラム」を挙げている。本事業は、救急医療体制の強化を目指したものであり、自然災害への適応力の強化にも寄与するものであるから我が国の援助方針に合致するものである。なお、同プログラム内におけるJICAの協力実績として、中米広域防災能力向上プロジェクトフェーズ1(2007年-2012年)、フェーズ2(2015年-2020年)が実施されており、関係機関の連携による持続的なコミュニティ防災普及体制の確立を目指している。

(4) 他の援助機関の対応

ア) アンダルシア救急医療公社は、スペイン国アンダルシア自治州で救急医療サービス提供を行う組織である。エルサルバドルでは2012年から汎米開発銀行の借入を資金として、SEM構築のための技術協力を同公社が実施している。

イ) Glasswingは、2007年に創設された米国を拠点とするNGOである。同団体は、救急時のプレホスピタル・ケア研修および地域組織に対する防災研修等を、赤十字、緑十字、救急部隊等に対し、SEM設立以前より実施している。

上位目標	「救急医療システムが適切に運用されることにより、首都圏の急病、事故、災害等による死傷者数が減少する。」
プロジェクト目標	首都圏の住民に、質の確保された救急医療サービスが利用される。
成果	成果1「プレホスピタル・ケア提供能力が向上する。」 成果2「SEMIに対する適切なモニタリングと評価体制が確立される。」 成果3「住民が、適切な状況・タイミングで救急医療サービスが利用できるようになる。」
投入	
日本側投入	① 専門家: チーフアドバイザー、救急医療、ヘルスプロモーション・住民参加、業務調整/研修計画 ② 現地活動費 ③ 機材供与: 研修用機材、車両等 ④ 研修: 必要に応じて本邦研修、第三国研修
相手国側投入	① 合同調整委員会メンバーの任命 ・プロジェクト・ディレクター: 保健大臣 ・プロジェクト・マネジャー: 保健省救急医療局長本省での執務スペースと基本的な執務備品の確保 ② プロジェクト事務所の光熱費 ③ カウンターパートの件数
外部条件	・エルサルバドル政府にとって、救急医療が優先課題であり続ける。 ・エルサルバドル政府の保健における基本方針が継続する。

関連する援助活動

(1) 我が国の援助活動	① 中米カリブ地域看護基礎・継続教育強化プロジェクト(2007-2010年) ② 中米広域防災能力向上プロジェクト「BOSAI」(2007-2012年)
(2) 他ドナー等の援助活動	① 米州開発銀行(IDB)は、「保健統合プログラム」において計1300万米ドルを予算としてSEMの構築第一フェーズ(CCSEMおよびBOSEMの設置、人件費、救急車購入等)を実施中である。 ② 世界銀行は、総額8000万米ドルの「保健システム強化プロジェクト」の優先保健プログラムおよびサービスの拡大のサブコンポーネントにおいて機材供与等のSEMへの支援を実施中である。 ③ 汎米保健機構(PAHO)は、「安全な病院(Hospitales Seguros)」戦略において、緊急・災害時におけるエルサルバドルの医療施設の機能診断を実施中である。 ④ スペイン国際開発協力庁(AECID)は、アンダルシア国際協力開発機構およびアンダルシア公衆衛生校との協力で、国立保健協会の医師・レジデント統一養成システムおよび研修強化のプロジェクトを実施しており、この中で救急医療のテーマを扱う可能性がある。 ⑤ アンダルシア救急医療公社(EPES)は、SEMの新規構築のための事前調査を実施し、その後IDBの借入を資金として保健省とのコンサルタント契約「エルサルバドル国救急医療システム開始のための技術協力および研修の優先的サービス」を締結し、期間10か月、契約金額約43万米ドルを以てSEM構築のための技術協力を実施した。 ⑥ グラスウィング・インターナショナル(NPO法人)は、2013年のSEM導入以前より、警察・赤十字・緑十字・救助部隊に対するプレホスピタル・ケア研修を実施してきた。また、保健省に対しては2011年以降、首都の二次医療施設であるサンラファエル病院を中心

に、医師・看護師・救急搬送に関わる人材に対して研修の技術支援を行ってきた。



個別案件(専門家)

2018年05月17日現在

本部/国内機関 :地球環境部

案件概要表

案件名	(和)地震・津波情報の分析能力強化 (英)Enhancement of Technology for the Observation of Earthquakes and Tsunamis
対象国名	エルサルバドル
分野課題1	水資源・防災-地震災害対策
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	計画・行政-行政-行政一般
プログラム名	防災体制の強化プログラム
援助重点課題	持続的開発のための防災・環境保全
開発課題	気候変動及び環境への対応
協力期間	2015年09月01日 ~ 2018年03月31日
相手国機関名	(和)環境天然資源省 環境監視総局
相手国機関名	(英)Ministry of Environment and Natural Resources, General Direction of Environmental Observation,
プロジェクト概要	
背景	..



技術協力プロジェクト

2018年11月16日現在

在外事務所 : エルサルバドル事務所

案件概要表

案件名	(和)地域警察活動に基づく新警察モデルの実施強化プロジェクト (英)Project for the Consolidation of the Implementation of the New Police Model based on the Philosophy of Community Police in El Salvador
対象国名	エルサルバドル
分野課題1	ガバナンス-公共安全
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	計画・行政-行政-行政一般
プログラム名	市民の安全確保プログラム
援助重点課題	包摂的な開発の促進
開発課題	市民の安全確保
プロジェクトサイト	エルサルバドル全土
署名日(実施合意)	2015年02月02日
協力期間	2015年02月02日 ~ 2020年02月01日
相手国機関名	(和)国家文民警察
相手国機関名	(英)National Civil Police

プロジェクト概要

背景 中米では青少年凶悪犯罪集団マラスによる犯罪が深刻な社会問題となっている。また、中米は、南米で生産された麻薬と消費地である北米をつなぐ中継地ともなっており、麻薬取引が活発化して治安悪化の大きな要因である。エルサルバドルは、国連薬物犯罪事務所(UNODC)が発表した10万人当たりの殺人件数において、世界で最も殺人件数が高い国の一つとなっており、治安の改善は政府の最重要課題の一つとされている。2012年3月の二大マラスグループ間での休戦協定成立後、統計上の殺人件数は大きく減少したが、2013年6月以降、前年比で再び増加しはじめ、連続して大量殺人が発生するなど協定が機能しなくなったと言われている。

国家文民警察(PNC)の「組織戦略プラン2009-2014」に掲げられた12の活動方針の1つ「市民参加での犯罪と暴力の防止」において地域警察活動の推進が組み込まれている。2014年6月に誕生したサンチェス・セレン政権においても、前政権から引き続き治安対策を政府の最重要課題の一つとして掲げている。

国家文民警察は、2012年7月、26か所の副警察署レベルで地域警察活動を実践するよう業務命令を発令し、そのうち5か所をサイトとしていたJICAに全国普及のための継続支援を要請した。政権交代後の2014年7月には、全国で地域警察活動に取り組むよう第二次業務命令を発令し、組織全体に地域警察理念を浸透させることによって新しい警察モデルを築こうとしている。新警察モデルとは、これまでのような秩序の維持や犯罪の取り締まりのみでなく、住民と共に地域の問題を解決する、社会的な犯罪予防を促進する警察を意味する。一方、これまでの各地における活動状況のモニタリングや好事例の抽出・取りまとめ、グッドプラクティスとしての他地域への共有・普及に課題があり、実際には地域警察活動の全国展開は実現できていない。本事業は全国での実施強化を支援するものである。

上位目標 地域警察活動に基づく新警察モデルが全国で実施されることにより、住民への警察サービスが向上する。

プロジェクト目標 地域警察活動に基づく新警察モデルの実施が、全国において強化される。

成果	<p>1. PNC本庁において、戦略チームを中心とした新警察モデル普及のための実施体制が強化される。</p> <p>2. 各地の警察署の管理職において、新警察モデル実施のための組織的リーダーシップが向上する。</p> <p>3. 地域警察インストラクターの能力が向上する。</p>
活動	<p>1-1. 各地におけるこれまでの地域警察活動の好事例の取りまとめを行う。</p> <p>1-2. 新警察モデル実施状況のモニタリング・評価システムを強化する。</p> <p>1-3. 各地における新警察モデル実施状況のモニタリングにより、成功事例や成果を継続的に取りまとめる体制を構築する。</p> <p>1-4. 新警察モデル実施のためのマニュアルやガイドライン等を策定、改訂する。</p> <p>1-5. 地域警察活動の拠点として機能するよう各地域の中から選定した派出所を整備する。</p> <p>2-1. 新警察モデルを遂行するための「組織的リーダーシップ」に関し、管理職向け研修カリキュラムを策定する。</p> <p>2-2. 同カリキュラムに基づき研修を行う。</p> <p>2-3. 地方自治体レベルの暴力防止審議会等との協働を通して、地域警察活動を促進する。</p> <p>3-1. 地域警察インストラクター(IPC)を中心に、各地の地域警察活動の好事例を抽出する。</p> <p>3-2. IPCを中心に、好事例を共有するためのセミナーを実施する。</p> <p>3-3. IPCの能力向上のための継続研修を実施する。</p>
投入	
日本側投入	長期専門家1名(業務調整/モニタリング)、専門家派遣(ブラジル第三国専門家)、研修の実施(ブラジル第三国研修)、機材供与、Puesto Policial(派出所)改修整備に必要な資機材購入、
相手国側投入	ローカルコンサルタントの配置、等 カウンターパートの配置、執務スペース、等
外部条件	PNCにおいて、地域警察の全国普及に関する政策が変更されない。
実施体制	
(1)現地実施体制	国家文民警察及び警察学校がカウンターパート機関となる。国家文民警察のコミュニティ連携局、同局の中の地域警察課が主な担当部署である。
関連する援助活動	
(1)我が国の 援助活動	<p>エルサルバドルでは、地域警察研修マニュアルの作成支援の後、2011年10月から2014年3月まで日本・ブラジルパートナーシッププログラム(JBPP)共同プロジェクト「地域警察プロジェクト」が実施され、5市(La Union、Zacatecoluca、Apopa、Quezaltepeque、Santa Ana)をパイロットサイトとして、ブラジルでの第三国研修、上級警察官のブラジル訪問、ブラジル第三国専門家の来訪、警察署への機材供与が行われた。警察幹部の派遣を戦略的に行ってきたことにより、地域警察活動の組織内定着が促進されている。ブラジル第三国専門家の来訪時は、5つのパイロット地域を訪問し、研修や技術指導を実施。現場の警察官は、担当地域の治安状況の分析、既定フォーマットを使用した家庭や商店の巡回連絡、パトロール、地方自治体・各政府機関・学校と連携してコミュニティ活動に取り組んでおり、ブラジルとの継続的な交流・技術指導が現場の警察官のモチベーション向上につながっている。</p> <p>また、「治安改善プログラム」の枠内で、日本大使館が草の根無償資金協力や見返り資金での事業(詳細以下)を推進しており、地域警察活動普及に向けて本案件との相乗効果を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三国専門家「地域警察マニュアル策定アドバイザー」派遣(2008) ・ノンプロ見返り資金による国家文民警察へのコンテナ型Base Movil(移動型派出所)、指紋照合システム、警察学校への教育機材の供与(2008-2013)、 ・JBPP共同プロジェクト「地域警察プロジェクト」(2011-2014) ・基礎情報収集・確認調査「ブラジル及び中米諸国における地域警察協力に係る情報収集・確認調査」(2013) ・草の根無償資金協力によるBase de Policia Comunitaria(派出所)建設(2014-) ・草の根無償資金協力「サン・ピセンテ市交番建設計画」竣工式(2015) ・草の根無償資金協力 サンミゲル市、センステンペケ市交番建設計画竣工式(2016)
(2)他ドナー等の 援助活動	治安改善はエルサルバドル国の重要課題の一つであり、USAID(中米CARSIイニシアティブ)やGIZ(中米PREVENIRプログラム)等が活動を展開している。特に地域警察分野においては、USAIDが積極的な活動をしており、GIZも同分野の活動状況取りまとめ調査を実施した。



個別案件(専門家)

2018年11月29日現在

本部/国内機関 : 中南米部

案件概要表

案件名	(和)大統領府開発計画アドバイザー (英)Development Planning Advisor for the Technical Secretariat for Planning of the Presidency
対象国名	エルサルバドル
分野課題1	ガバナンス-その他ガバナンス
分野課題2	都市開発・地域開発-地域開発
分野課題3	
分野分類	計画・行政-開発計画-総合地域開発計画
プログラム名	東部地域開発プログラム
援助重点課題	経済の活性化と雇用拡大
開発課題	地域開発のための産業基盤整備と生産性向上
プロジェクトサイト	首都サンサルバドル市(※大統領府所在地)
協力期間	2017年02月25日 ~ 2019年02月24日
相手国機関名	(和)大統領府官房
相手国機関名	(英)Technical Secretariat for Planning of the Presidency

プロジェクト概要

背景	<p>エルサルバドルでは、大統領府官房(STPP)が、地域開発計画も含めた国家レベルの開発計画策定、ミレニアム開発目標などの世界的枠組・イニシアチブへの対応のための各省庁・ドナー機関などとの調整業務などを行なっている。我が国は2011年から現在に至るまでSTPPに日本人専門家を派遣しており、STPPのキャパシティ・ディベロップメントなどについて着実な成果をあげている。</p> <p>2014年6月には現サンチェス・セレン政権が発足し、2015年1月に現行の「国家開発5か年計画」が公表されているが、同計画の策定にあたっては、現在派遣中の日本人専門家「大統領府開発計画アドバイザー」も支援を行った。また、国家開発5か年計画の方針を踏まえる形で、2004年に策定された、「エルサルバドル東部地域開発マスタープラン(M/P)」の改訂作業がSTPP主導の下、本邦の有識者の支援を得つつ、ローカルコンサルタントも備上し、同専門家が調整を行い、進められている。</p> <p>2016年度第2四半期には、改訂版M/Pがセレン政権の関係機関に公表されることから、同M/Pが円滑に実行に移され、着実な成果をあげられるよう、日本人専門家の継続的な技術支援の必要性が確認されており、本専門家の後任派遣が求められている。</p>
上位目標	我が国協力との効果的な連携の下で、エルサルバドル国において適切な開発計画が実施され、エルサルバドル国が経済・社会的に発展する。
プロジェクト目標	大統領府官房の開発計画・実施・モニタリング能力および援助調整能力が向上するとともに、エルサルバドル国の開発政策と我が国の「東部地域開発プログラム」との連携が促進される。
成果	1.開発計画の実施・モニタリングについての大統領府官房の能力が向上する。 2.エルサルバドル国の開発計画および他ドナーからの協力と「東部地域開発プログラム」との連携が促進される。 3.援助調整についての大統領府官房の能力が向上する。
活動	1-1 主要開発計画(主に改訂された東部地域開発M/P)の実施体制の強化に関して、情報収集、提言、各種技術支援を行う。 1-2 主要開発計画の実施状況のモニタリング・評価体制の強化について、情報収集、提言、各

種技術支援を行う。

1-3 主要開発計画の実施における課題を分析し、解決策を検討する。

2-1 主要開発計画に関連する主なドナーの協力計画を確認、整理する。

2-2 東部地域開発に関して、これまでの我が国および他ドナーの動向を現政権関係者に継続してインプットし、現政権の計画・政策と東部地域開発プログラムの連携を図る。

3 (その他)援助調整全般についてアドバイスをを行う。

投入

日本側投入

1.日本人専門家1名(24MM)(※ 開発学、もしくは経済開発、地域開発の関連分野での修士号を有しているのが望ましい)

2.在外事業強化費

2016年度:3百万円

2017年度:15百万円(内、ローカルコンサルタント備上経費7,733,344円)

2018年度:12百万円(内、ローカルコンサルタント備上経費3,314,290円)

※東部地域開発M/P実施のモニタリング方法を定めるための情報収集・分析に係る調査及び同モニタリング体制に確立に係る支援に活用する。

相手国側投入

1.専門家執務スペースの提供

2.カウンターパートの配置

3.移動手段の提供

外部条件

現サンチェス・セレン政権(2014年～2019年)の開発政策(国家開発5か年計画等)が大幅に変更されないこと。

実施体制

(1)現地実施体制

カウンターパート機関:大統領府官房

(2)国内支援体制

特になし。

関連する援助活動

(1)我が国の

援助活動

本専門家を中心として、エルサルバドル国開発政策と東部地域開発プログラム(および同プログラムの各案件)との連携促進を図っていく。同専門家からは、プログラムの進捗モニタリングや協力プログラム計画書の見直しなどについても、技術的な側面から支援してもらう予定。

(2)他ドナー等の

援助活動

エルサルバドル国の各種開発政策・計画にアラインするかたちでドナー各国・国際機関が支援を行っている。本専門家のカウンターパート機関であるSTPPIは、援助全体の取り纏めやドナー協調についても総括しており、本専門家は各ドナーの支援に係る情報収集や我が国協力との連携促進、およびドナー協調に関する技術支援にもあたることになる。



技術協力プロジェクト

2019年02月20日現在

本部／国内機関 : 社会基盤・平和構築部

案件概要表

案件名	(和) 公共インフラ強化のための気候変動・リスク管理戦略局支援プロジェクト フェーズ2 (英) The Project for Capacity Development of the Department of Climate Change Adaptation and Strategic Risk Management for Strengthening of Public Infrastructure, Phase II
対象国名	エルサルバドル
分野課題1	運輸交通-全国交通
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	公共・公益事業-運輸交通-道路
プログラム名	防災体制の強化プログラム
援助重点課題	持続的開発のための防災・環境保全
開発課題	気候変動及び環境への対応
プロジェクトサイト	.
署名日(実施合意)	2016年02月29日
協力期間	2016年08月01日 ~ 2021年04月30日
相手国機関名	(和) 公共事業・運輸・住宅・都市開発省
相手国機関名	(英) Ministry of Public Works, Transportation, Housing and Urban Development

プロジェクト概要

背景 エルサルバドル共和国(以下、「エルサルバドル」)を含む中米地域は、その地理的な条件から集中豪雨、地震など各種の自然災害の影響を受けやすく、世銀の報告によると、エルサルバドルは全土の88.7%が災害リスク地域であり、全国民の95.4%が災害リスク地域に住んでいる。集中豪雨による災害に加え、近年の地震の災害としては、2001年1月と2月に発生した大地震により死者が1,259人、被災者が150万人に達した。特に、首都圏サンタ・テクラ市のラス・コリーナス地区で発生した地滑りでは750人以上の死者が発生した。これらの自然災害は、人的被害に加えて公共インフラにも大きな被害をもたらし、人々の生活だけに限らず、物流及び交通等、国の経済活動にも大きな影響を与えている。

このような背景から、エルサルバドルは、公共インフラの災害予防及び緊急復旧作業の体制構築を組織的に推進するため、公共事業・運輸・住宅・都市開発省(以下「MOPTVDU」)内に気候変動・リスク管理戦略局(以下「DACGER」)を2012年に設立した。これまでJICAは、「公共インフラ強化のための気候変動・リスク管理戦略局支援プロジェクト」により、DACGERに対し組織の能力強化、災害発生時の迅速な緊急復旧作業の実施体制作り等を支援するとともに、特に豪雨災害にかかるリスクに着目し、リスク診断、災害リスク削減事業の優先順位付、設計ガイドラインの作成等の技術支援を図った。一方、地震等の災害リスクに対する管理能力は十分でなく、またリスク診断結果を反映した災害リスク削減事業(予防保全としてのインフラ強化事業)の実施にかかる能力強化が喫緊の課題となっている。

かかる状況の下、エルサルバドル政府は、DACGERのリスク管理能力の更なる向上を目的とした技術協力プロジェクト「公共インフラ強化のための気候変動・リスク管理戦略局支援プロジェクト フェーズ2」を、2014年7月に我が国に要請した。

上位目標 エルサルバドルにおける道路インフラの災害に対する脆弱性が低減される。

道路インフラ強化のために、気候変動・リスク管理局の道路インフラのリスク管理能力が強化

プロジェクト目標

される。

成果

1. 道路インフラ(橋梁・道路斜面)の地震に対するリスク診断能力が向上する。
2. 道路災害リスク削減事業に関する標準仕様書、設計要領、積算基準が作成される。
3. パイロット・プロジェクトを通じて、DACGERの道路災害リスク削減事業のプロジェクトマネジメント能力が向上する。
4. 道路防災にかかるリスク診断並びに道路災害リスク削減事業の実施にかかるプロジェクトの成果が国内外で共有される。

活動

- 1-1. 耐震設計基準のレビューし、課題を整理する。
- 1-2. 橋梁・道路斜面の耐震基準を設定する。
- 1-3. フェーズ1における橋梁・道路斜面の基本情報等を収集・整理する。
- 1-4. リスク診断マニュアル及びリスク診断フォーマットを作成する。
- 1-5. リスク診断を実施する。
- 1-6. 豪雨災害、地震に対するリスクの総合評価と道路災害リスク削減事業の優先順位付けを行う。
- 1-7. 費用対効果分析による対策工法比較検討を通じた道路災害リスク削減事業の優先順位付けを行う。
- 2-1. 道路災害リスク削減事業のための標準仕様書(工事実施時の動態観測、品質管理基準、施工管理基準)を作成する。
- 2-2. 道路災害リスク削減事業のための設計要領を作成する。
- 2-3. 道路災害リスク削減事業のための積算基準を作成する。
- 2-4. 標準仕様書、設計要領、積算基準の承認申請を行う。
- 3-1. 道路災害リスク削減事業の内、複数の事業をパイロット・プロジェクトとして選定する。
- 3-2. 標準仕様書等に基づき、パイロット・プロジェクトを発注する。
- 3-3. 標準仕様書等に基づき、パイロット・プロジェクトを実施・監理する。
- 4-1. MOOPTVDUと国民の間のプロジェクトの進捗・成果に関する情報伝達を強化する。
- 4-2. DACGERが講師として、地方自治体やインフラ関係機関に対し、プロジェクト成果にかかる技術的な水平展開を実施する。
- 4-3. 国内外の公共インフラ事業に従事する技術者間の交流を図り、プロジェクト成果の共有を図る。(パイロット・プロジェクト実施時の招聘等)
- 4-4. リスク診断マニュアル、インフラ強化の標準仕様書等を中米経済統合事務局(SIECA)と共有し、中米各国への普及を支援する。

投入

日本側投入 .

相手国側投入 .

外部条件 .

実施体制

(1)現地実施体制 .

関連する援助活動

(1)我が国の

援助活動



技術協力プロジェクト

2019年02月28日現在

本部／国内機関 : 産業開発・公共政策部

案件概要表

案件名	(和) 中小零細企業の経営・品質・生産性向上支援人材能力強化プロジェクト (英) Project for the Capacity Strengthening of Support Personnel for Micro, Small and Medium Enterprises focusing on the Improvement of Enterprise Administration, Quality and Productivity
対象国名	エルサルバドル
分野課題1	民間セクター開発-中小企業育成・裾野産業育成
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	鉱工業-工業-工業一般
プログラム名	東部地域開発プログラム
援助重点課題	経済の活性化と雇用拡大 地域開発のための産業基盤整備と生産性向上
プロジェクトサイト	エルサルバドル全域
署名日(実施合意)	2015年04月09日
協力期間	2016年12月12日 ~ 2019年11月11日
相手国機関名	(和) 国家小零細企業委員会
相手国機関名	(英) National Commission of Micro and Small Enterprises (CONAMYPE)

プロジェクト概要

背景

(1) 当該国における民間セクターの開発実績(現状)と課題
エルサルバドルの中小零細企業数は、同国の全企業の内、99%以上を占め、従業員総数も65.5%を占めるなど、中小零細企業の雇用創出効果は高い。
他方、貧困削減の観点から、零細中小企業の能力向上が緊急の課題である。零細中小生産セクターの育成・能力開発・輸出振興政策に係る中央政府の能力向上、また品質改善、生産性向上などを通じた零細中小企業の競争力強化の双方が必要である。

(2) 当該国における民間セクターと本事業の位置づけ
5か年開発計画2011-2014(PDQ: Plan Quinquenal de Desarrollo)において、6つの開発戦略(重点分野)が示されている。その中の、「生産的開発戦略」において、「支援制度と投資基金を再構成して調和させる」「金融や品質向上、技術へのアクセスと可能にする新しい方法に取り組む。中小企業を重視し、地域に密着した施策を実施する。」等の方向性が盛り込まれている。なお、現在国家開発5か年計画(2014-2019)の策定に向けた政府内での検討が進められている。

(3) 民間セクターに対する我が国及びJICAの援助方針と実績
国別援助方針において、重点分野「経済の活性化と雇用拡大」に対応するとともに、同援助重点分野をささえる開発プログラム「東部地域開発プログラム」の主要協力事業である。平成21年7月から平成25年3月までの間に実施された「中小企業の生産性品質向上に係るファシリテーターの能力向上プロジェクト」では、コスタリカ中米域内産業技術育成センター(CEFOF)において、中小企業向けの組織強化や日本の品質・生産性向上の指導手法を構築し、中米・カリブ地域各国の中小企業支援機関等に技術移転を行う目的で活動が展開された。当該プロジェクトにおいては、中米の対象8カ国毎に、6~8名のファシリテーターが選定され、ファシリテーターのネットワーク化と、中小企業コンサルテーション能力の強化に必要な日本式品質・生産性向上の手法習得を支援した。なお、エルサルバドルでは8名のファシリテーターが養成された。

(4) 他の援助機関の対応
IDB: 当該セクターに対して、借款を通じた資金支援を開始した。

上位目標	エルサルバドルにおいて、小零細企業の品質・生産性向上及び経営改善に関する支援が継続的に提供される。 (指標)小零細企業の品質・生産性向上及び経営改善に関するサービスを提供できる能力を有するファシリテーターが毎年XXX人以上育成される
プロジェクト目標	小零細企業の品質・生産性向上及び経営改善に関するサービスを提供するファシリテーターの育成者となる、シニア・ファシリテーターの育成・活用についての全国的な計画が作成される (指標)アクション・プランが作成される。
成果	成果 1. 研修カリキュラム、研修スケジュール、研修材料を含むシニア・ファシリテーター育成のための研修プログラムが作成される。 (指標) 作成された研修プログラムが効果的なプログラムであると見なされる。 成果 2. 新規のファシリテーター育成研修を実施できるシニア・ファシリテーターが育成される。 (指標) シニア・ファシリテーター
活動	1-1 JICA 専門家が、CONAMYPE と相談しつつ、シニア・ファシリテーター研修の受講候補の選定のための基準を設定し、設定された基準に基づきシニア・ファシリテーター候補を選定する。 1-2 JICA 専門家が、CONAMYPE と相談しつつ、(シニア・ファシリテーター研修の)OJT の一環として支援サービスを提供する対象企業を選定するための基準を設定する。 1-3 JICA 専門家が、CONAMYPE と相談しつつ、品質・生産性向上にかかるシニア・ファシリテーター研修用研修カリキュラムを作成する。 1-4 JICA 専門家が、シニア・ファシリテーター研修用教材を作成する。 1-5 JICA 専門家が、シニア・ファシリテーター研修の受講者の能力基準を作成する。 1-6 CONAMYPE が、JICA 専門家と相談しつつ、育成されたシニア・ファシリテーターの育成/活用のためのアクション・プランを先導する研修プログラムを作成する(新しいシニア・ファシリテーター育成のための将来の研修プログラムの作成、研修プログラム実施体制、研修プログラム用の予算計画、関係機関間の協働体制)。 2-1 JICA 専門家が、シニア・ファシリテーター研修を実施する。
投入	
日本側投入	専門家派遣(業務監理/地域協力推進)、研修員の受入(カウンターパート研修)、機材投与等
相手国側投入	カウンターパートの配置、執務スペース等
外部条件	1) 上位目標達成のための外部条件 ・ 育成されたシニア・ファシリテーターやファシリテーター(シニア・ファシリテーター候補者)が転職しない。 ・ エルサルバドル政府における小零細企業の品質・生産性向上に関する政策が抜本的に変更されない。 2) プロジェクト目標達成のための外部条件 ・ シニア・ファシリテーター候補者の多くが職を変更したり、また所属機関内における役割が変更しない。 3) アウトプット達成のための外部条件 ・ 研修期間中、研修受講者が脱落しない。 ・ OJT 企業における経営幹部が品質・生産性向上サービスを受けることの興味が失われない。



個別案件(専門家)

2018年06月01日現在

在外事務所 : エルサルバドル事務所

案件概要表

案件名	(和)一村一品運動アドバイザー (英)Advisor for One Village One Product Movement
対象国名	エルサルバドル
分野課題1	民間セクター開発-その他民間セクター開発
分野課題2	都市開発・地域開発-地域開発
分野課題3	
分野分類	商業・観光-商業・貿易-商業経営
プログラム名	東部地域開発プログラム
援助重点課題	経済の活性化と雇用拡大
開発課題	地域開発のための産業基盤整備と生産性向上
プロジェクトサイト	エルサルバドル全土(東部地域でのパイロット的な市町村を含む)
協力期間	2012年11月01日 ~ 2018年02月28日
相手国機関名	(和)国家小零細企業委員会
相手国機関名	(英)National Committee for Micro and Small Companies (CONAMYPE)

プロジェクト概要

背景	<p>当国におけるOVOP運動は、経済活動の促進を通じた地域開発に資する戦略として75市以上で展開されてきており、JICAの投入としては、2012年11月より個別専門家を派遣している。これまで、CONAMYPEの職員や地域アクターの人材育成に注力しつつ、CONAMYPEにOVOP事務局が設置された他、OVOP政策への着手、OVOP戦略のガイドラインの設定等、OVOP運動を促進するための制度化が進んでいる。また、地域活動では、地域間でのグッドプラクティス視察、交流会の定期的な開催やオンパクのガイドブック及び機関紙の作成、経営管理にかかる技術支援、アンテナショップ・見本市、地域フェスタの開催等を通じた地域産品(農産物加工や工芸品)の市場開拓支援等も展開してきている。</p> <p>以上のようなOVOP運動の取り組みを踏まえてエルサルバドルのOVOP運動として確立するために、OVOP運動の地域経済や地域住民に対する社会経済的なインパクトを評価・分析してその効果を図りつつ、地域ブランドの制度を構築していく必要がある。特に地域ブランドの制度構築では、地域産品(農産物加工や工芸品)や地域の特色を売りにした取り組み(観光事業等)が、OVOPのロゴの使用等により商品やサービスとして地域で認証されるだけでなく、地域自体の知名度向上及び地域振興につながるような取り組みに発展していくことも課題である。これに関し、CONAMYPEが中心となり、様々なセクター(農業や観光他)にかかる関連省庁や地方自治体との連携を強化しつつ、地域ブランドの取り組みが全体として促進されるようなインセンティブの仕組みを構築することが重要課題として残されている。</p>
上位目標	社会経済開発の促進に向けてエルサルバドルOVOP運動の(効果的な地域振興アプローチとしての)持続的及び独自性を強化する
プロジェクト目標	エルサルバドルにおけるOVOP運動(のモデル)を確立する
成果	<p>【～2016年11月】</p> <ol style="list-style-type: none">一村一品運動の推進機関としてのCONAMYPEの能力が向上する一村一品運動手法により、「エ」国における地域振興のための地域住民のイニシアチブが促進・強化される <p>【2016年12月～2018年2月】</p> <ol style="list-style-type: none">「地域ブランド」制度が構築される

2. OVOP運動の取り組み効果を検証するための社会経済インパクト評価とその結果を市・地域関係者に情報共有し、活用していく仕組みが構築される
3. 地域協力支援に向けた技術移転ガイドラインへ反映するためにエルサルバドルOVOP運動の経験やデータが収集される
4. OVOP運動が可視化され、OVOP運動の重要性について認知度が向上する

活動

【～2016年11月】

- 1.1 CONAMYPEの実務者レベルに対し、一村一品運動手法のコンセプト及び目的に関する研修・ワークショップを実施する
- 1.2 CONAMYPEの実務者レベルとともに、一村一品運動を定着・普及させるプロセスについての検討を進める
- 1.3 CONAMYPEの実務者による一村一品運動の普及活動を支援するとともに、評価・フィードバックを実施する(既存のパイロットプロジェクトからの問題抽出/分析を含む)
- 1.4 CONAMYPE内における一村一品運動手法を確立させるための組織戦略策定の支援を行う

- 2.1 一村一品運動を実施するにあたり、自身による調査のほか、過去のSV、専門家の活動報告書等も参考にしながら、CONAMYPEと対象地域選定方法について合意し、有望な地域を特定する
- 2.2 東部地域を中心に、支援するパイロットプロジェクトサイトを決定する
- 2.3 パイロットサイトにおいて、CONAMYPEの担当者を中心に、地方自治体や関係機関を巻き込んで一村一品運動を展開する
- 2.4 一村一品運動を普及するにあたっての標準プロセスを策定する

【2016年11月～2018年2月】

- 1.1 ブランド使用の認定に向けて、市・地域で設置されるOVOP委員会の支援を受けつつ、全国OVOP委員会ネットワークや関連機関と共に地域ブランドの手法戦略の案を設計する
- 1.2 地域ブランドにかかる戦略手法に関し、ローカルアクター(官民機関や企業等)へオリエンテーションを行う
- 1.3 地域ブランドのプロモーションと地域確立に向けた戦略の実践をファシリテートする
- 2.1 OVOP運動の社会経済インパクト評価のための指標とその結果の情報共有・活用にかかる仕組みをデザインする
- 2.2 社会経済インパクト評価の仕組みをローカルアクター(官民機関や企業等)に共有する
- 2.3 地域経済開発関連の担当職員による支援の下、OVOP運動の社会経済インパクト評価の実施とその結果の情報共有・活用を行う
- 2.4 社会経済インパクト評価の結果を技術指導に反映するためにデータを収集・分析する
- 3.1 地域ブランド及び社会経済インパクト評価の実施を通じて得た経験と教訓を分析する
- 3.2 地域ブランド戦略と社会経済インパクト評価のメカニズムにかかる技術移転のためのツール(マニュアル、フォーマット、規定等)策定に向けたファシリテーションとオリエンテーションを行う
- 4.1 全国OVOP委員会ネットワークや全国各地のOVOP委員会と共に策定する活動計画を基に、地域で実施・展開された活動の情報発信にかかるファシリテーションを行う
- 4.2 エルサルバドルOVOP運動として広報プラットフォーム(ホームページやSNS)をCONAMYPEが構築するために、OVOP運動の経験やグッドプラクティスを収集、分析する

投入

- 日本側投入 日本人専門家1名 合計39 M/M程度(短期専門家および長期専門家)
在外事業強化費(現地業務費) 計12,345千円程度
- 相手国側投入 専門家執務スペースの提供
カウンターパートの配置
移動手段の提供

外部条件

2016年10月に公布された一村一品国家政策の内容が大きく変更されない。

実施体制

- (1)現地実施体制 2016年のCONAMYPE一村一品事務局の予算は、\$US159,000となっており、翌年の予算(2017年1月～12月)についても申請されている。CONAMYPEは、約135人の職員と54人の契約職員(プロジェクト付)を有している。政府の5か年計画では、地域に根づく特色ある商品の開発等について言及がある他、2016年10月には、一村一品国家政策が公布されたことを受け、当国において、OVOP運動にかかるプログラムの実施と共に、政策レベルにおける組織的コミットメントも見受けられる。
- (2)国内支援体制 特になし

関連する援助活動

- (1)我が国の援助活動 シニア海外ボランティア「プログラムオフィサー」(2009年6月～2011年6月)
課題別研修「アンデス地域一村一品推進」(2011年度4名、2012年度4名)、課題別研修「地域振興(一村一品運動)」(2013年度3名)
個別専門家「中米統合機構広域協力アドバイザー」との情報交換も行っている(一村一品運動に係る広域セミナー実施)(2012年6月、2013年8月)
JICA優先プログラム「東部地域開発プログラム」に位置づけられる案件との情報交換や連携調整も図っている。
- (2)他ドナー等の援助活動 ・台湾:イロバスコ市におけるOVOP運動への資金援助が伴う工芸品の質の向上やパッケージ加工等への技術指導が行われた。プロジェクトの第二フェーズが実施されており、収入向上や雇用促進の観点から、組織強化やイノベーションにかかる取り組みが展開されている

・ルクセンブルグ: 資金援助を行っており、資金へのアクセスにかかるNGOを対象としたコンクールが開催され、OVOP運動が優先的なプログラムとして位置づけられた。この中で、CONAMYPEIは、各地域におけるOVOP運動の促進に関して、NGOsへの技術指導を行う。



技術協力プロジェクト

2019年02月28日現在

本部／国内機関 : 地球環境部

案件概要表

案件名	(和)オロメガ湖・ホコタル湖統合的湿地管理プロジェクト (英) The Project for Integrated Wetland Management in Laguna de Olomega and El Jocotal
対象国名	エルサルバドル
分野課題1	自然環境保全-生物多様性保全
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	農林水産-林業-林業・森林保全
プログラム名	東部地域開発プログラム
援助重点課題	経済の活性化と雇用拡大
開発課題	地域開発のための産業基盤整備と生産性向上
署名日(実施合意)	2015年11月30日
協力期間	2016年03月14日 ~ 2021年03月13日
相手国機関名	(和) 環境・天然資源省
相手国機関名	(英) Ministry of Environment and Natural Resources

プロジェクト概要

背景	<p>エルサルバドル共和国(以下「エ国」)は、日本の四国よりもやや大きい程の面積であるが、現在ラムサール条約に登録された湿地を全国に計6ヶ所(エル・ホコタル湖、ヒキリスコ湾、セロン・グランデ池、オロメガ湖、ギハ湿地帯、ハルテペケ湿地帯)有しており、その総面積は195,868ha(エ国総面積の約9.3%を占める)に及ぶ。</p> <p>本案件の対象地域であるオロメガ湖及びエル・ホコタル湖は、エ国でも特に環境保全が遅れているとされている東部のサン・ミゲル県とラ・ウニオン県の2県に跨る自然湖である。両湖周辺には、主に漁業と酪農で生計を立てている住民19,500人が生活している。同湿地帯は彼らにとって生活収入の重要な供給源となっているが、人間活動による水質汚染、水鳥や魚種の減少、ホテイアオイなどの外来種の増殖による生態系の損失、住民間の縄張り争いなど多様な複雑な問題が蓄積されてきている。</p> <p>また、オロメガ湖とエル・ホコタル湖は、サン・ミゲル川の流域を形成する湿地であり、河口には国内最大級の湿地ヒキリスコ湾(面積:63,500 ha、人口120,000人)が存在するため、両湖の環境保全のための維持管理体制が本案件の実施により確立することにより、周辺地域にとっても大きな裨益効果が期待される。</p>
上位目標	オロメガ湖、エル・ホコタル湖にて確立されたモデルアプローチが、他の湿地の管理にも適用される。
プロジェクト目標	オロメガ湖、エル・ホコタル湖の継続的管理を推進するための、基本的管理体制が整い、エ国の湿地を総合的に管理するためのモデル的アプローチが確立される。
成果	<ol style="list-style-type: none">1.環境天然資源省湿地管理ユニットを中心とするオロメガ湖とエル・ホコタル湖の組織横断的な湿地管理体制が確立される。2.オロメガ湖とエル・ホコタル湖の湿地環境と周辺住民の生活及び経済活動を向上するためのゾーニング計画が策定される。3.オロメガ湖及びエル・ホコタル湖の湿地の特性を活かしたパイロット活動が実施され、周辺住民の生活及び経済活動が向上する。4.各種交流事業により経験が発信、共有されることで、国内外の他プロジェクトや他地域とのネットワークが形成される。

活動	<p>1-1.それぞれの湿地における湿地管理委員会を確立・強化する(必要に応じてメンバーの再編成、キャパビル)。</p> <p>1-2.各管理委員会が定期的に会合を開催し、湿地管理に関する協議・決定が行われる。</p> <p>1-3.オロメガ湖、ホコタル湖の基礎情報収集とデータ管理(水質、水量、洪水、下水、生物層、周辺地域、廃棄物管理、気象環境、既存ゾーニング状況等)</p> <p>2-1.活動1-3の基礎情報収集結果に基づき、オロメガ湖とエル・ホコタル湖のゾーニング計画案の作成。</p> <p>2-2.作成されたゾーニング計画が正式認可されるため、市及び環境・天然資源省へ申請。</p> <p>2-3.湿地管理委員会の主導により、作成されたゾーニングの適用。</p> <p>3-1.活動1-3の基礎情報収集結果に基づき、オロメガ湖及びエル・ホコタル湖におけるパイロット活動の協議、選択をする。</p> <p>3-2.湖周辺住民の生計向上に向けた技術支援(漁業、農業等)</p> <p>3-3.エコツーリズムの推進、環境整備</p> <p>3-4.環境と生態系の保護活動、違反の取り締まり</p> <p>3-5.増殖する外来種の氾濫予防</p> <p>3-6.水量、水位回復プランの作成</p> <p>3-7.廃棄物管理計画の作成、実行</p> <p>4-1.オロメガ湖及びホコタル湖間による交流(視察訪問、パイロット活動の成果共有等)</p> <p>4-2.中米域内湿地交流(JICAの他案件との交流等)</p> <p>4-3.国際イベントへの参画(ラムサール条約国会議等でのサイドイベント等)</p>
投入	
日本側投入	<ul style="list-style-type: none"> ・長期・短期日本人専門家 ・機材(水質モニタリング機材、水量モニタリング機材 等) ・在外事業強化費 ・日本での研修
相手国側投入	<ul style="list-style-type: none"> ・カウンターパート配置 ・日本人専門家執務スペース ・光熱費、インターネット環境
外部条件	<p>■ 2014年6月に新大統領が就任しており、環境・天然資源省の大臣が交代する動きがあった(副大臣が大臣に昇格したもの)。ただし、政権与党に変更はなく、環境政策を始めとして、大幅な政策変更は想定されていない。</p> <p>■ 本案件で策定を予定している湿地管理のためのゾーニング・プランの適用時に、地元住民理解・協力を得る努力をし、利権争い、不満の蓄積を回避する。</p>

実施体制

(1)現地実施体制	<p>1) 主なC/P機関 環境・天然資源省 生物多様性・自然保護課 湿地ユニット(8名)</p> <p>2) テリトリアル・アプローチ 新規案件の対象候補地として想定されているオロメガ湖、ホコタル湖は、いずれも複数の県や市に跨っている。また、案件のコンポーネントとして、環境、防災、農漁業・農村開発、観光など複数セクターでの取り組みがイメージされている。こうしたマルチセクター、かつ複数の行政機関の連携が求められる案件を実施するための仕組み、政策的基盤として、テリトリアル・アプローチ(Territorios de Progreso: 直訳すれば「進歩のためのテリトリー」)の利用が考えられる。ただし、テリトリアル・アプローチは、新規案件の実施体制について検討を進めていくに際しての可能性の1つに過ぎず、これに拘る必要はない。</p>
-----------	--

関連する援助活動

(1)我が国の援助活動	<p>1) 我が国の援助活動 東部地域プログラムでは、東部4県でのグリーン経済の実現に資する案件を多数実施している。また、防災プログラムにおいては、公共事業省や市民防災局、環境・天然資源省をC/P機関とし、総合的な防災体制の強化に向けて戦略的な案件実施を行っている。新規案件の計画策定、実施に際しては、これら他案件との戦略的連携、グッドプラクティスの活用が可能と想定。案件間連携の可能性を探っていくことで、新規案件のコンポーネント、活動の戦略的な絞り込みが容易になり、新規案件の効率的な実施も可能になる。また、各案件のC/P機関との長年に渡る協力関係を活用できることも大きい。</p> <p>2) 他ドナー等の援助活動 (1)地球環境ファンリティ:「オロメガ湖周辺住民の生活改善からアプローチするオロメガ湖環境の改善プロジェクト」、(2)アメリカ先導基金:2013-2014年にかけてオロメガ湖周辺で3つのプロジェクトを支援している。プロジェクトは、リサイクルの推進、外来植物の撤去など、オロメガ湖周辺の環境改善を目的としている。(約\$140,000)(3)FOMILENIO II(予定):太平洋岸地域を中心とした地域開発、</p>
-------------	--



個別案件(専門家)

2018年08月02日現在

本部/国内機関 : 社会基盤・平和構築部

案件概要表

案件名	(和)ジェンダー平等制度機能強化アドバイザー (英) Gender Issue Advisor
対象国名	エルサルバドル
分野課題1	ジェンダーと開発-ジェンダーと開発
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	計画・行政-行政-行政一般
プログラム名	東部地域開発プログラム
援助重点課題	経済の活性化と雇用拡大
開発課題	地域開発のための産業基盤整備と生産性向上
プロジェクトサイト	サンサルバドル(首都)及び東部地域
協力期間	2016年06月04日 ~ 2018年06月03日
相手国機関名	(和)エルサルバドル女性開発庁
相手国機関名	(英) Salvadoran Institute for the Advancement of Women

プロジェクト概要

背景 エルサルバドル国の社会・経済指標におけるジェンダー格差は依然として大きい。人間開発における格差を示すジェンダー不平等指数(2015年)は0.427で全世界中91位となっており、中南米地域の平均0.415を大きく下回っている。また、政治参加、経済参加、健康、教育分野におけるジェンダー格差を示すGlobal Gender Gap指数(2015年)のランキングにおいては、中南米地域26か国中12位となっている。

特に、当国においては、1)25歳以上の女性の高等教育修了者の割合は36.8%(中南米平均の53.3%)に留まるとともに、2)女性の若年妊娠(15~19歳)の割合が1000人中76人(中南米の平均は68人)に及んでいることや、3)女性の労働参加率も47.8%と周辺国(中南米の平均は57.3%)と比べて低い数値に留まること、4)さらにはコミュニティや家庭内における女性や子どもに対する暴力の蔓延が喫緊の取り組み課題となっている。また、国内における都市部と農村部の女性を取り巻く環境の格差も著しい。

かかる背景のもと、エルサルバドル政府は、ジェンダー格差是正と社会的公正の確保にむけた取り組みを強化してきているところである。「女性の経済的自立」や「ケアと社会保護」「女性と防災」等の7つの優先分野を柱とする国家行動計画(「エルサルバドル女性の平等と公正のための国家計画2012-17」)が策定されるとともに、本計画の実施推進を担うメカニズムとして、関係各省庁の代表から成る「国家本質的平等システム」というフォーラムも創設されている。また、県レベルにおいては各市の女性市民組織代表からなる「女性問題諮問委員会」や政府関係機関の県代表によるジェンダー平等推進に向けた「省庁合同審議会」も設置されている。また、約90%の市役所が女性室を設けている。

他方、こうしたジェンダー平等に係る政策・制度の構築については一定の進展が見られるものの、行政官のジェンダー課題への理解不足や、ジェンダー平等政策・制度の実施促進の責任と役割を担う女性開発庁の政策調整の能力が十分でないことが阻害要因となり、同国のジェンダー平等と女性のエンパワメントに向けた計画の実施が進んでいない。特に地方レベルにおけるジェンダー平等政策・制度の実施の遅れが大きな課題となっている。

こうした中、エルサルバドル政府は女性開発庁の行政能力の強化のために、専門家派遣を日本政府に要請した。

上位目標	東部地域をパイロットとし、ジェンダー平等と女性のエンパワメントの政策・制度の普及に向けてエルサルバドル女性開発庁の組織能力を強化する。
プロジェクト目標	エルサルバドルのジェンダー平等と女性のエンパワメントにかかる政策・制度の実施推進に向けて、必要な行動を調整・促進するために女性開発庁及び東部地域における県女性開発庁職員 の技術能力を強化する。
成果	<p>1. 女性開発庁及び県女性開発庁のジェンダー平等と女性のエンパワメントの政策・制度の推進に向けたモニタリング・助言・評価能力が向上する。</p> <p>2. 当国におけるジェンダー平等と女性のエンパワメントの政策・制度の実施推進に向けた関係機関間のネットワークが強化される。</p> <p>3. 東部パイロット県における経験が他地域に普及される。</p>
活動	<p>1-1 女性開発庁を支援して、ジェンダー平等と女性のエンパワメントにかかる政策・制度の実施状況とその課題を分析する。(女性開発庁及び県支局の組織体制・能力、国家プログラム及び他ドナーの事業、東部パイロット県における現状と課題、事業概要等を含む)。</p> <p>1-2 上記分析結果を県の女性開発庁職員と共有し、関連政策・施策(「国家行動計画地域戦略」他)の実施推進に向けた女性開発庁及び東部パイロット県支局の活動計画の策定と実施を支援する。</p> <p>2-1 本庁及び東部パイロット県支局による、関連政策・施策(女性の経済的自立に関するものも含む)の実施・モニタリング・評価の強化に向けた、関係省庁・政府機関及び団体の県代表からなるクラスターグループの創設とその効果的な機能のファシリテーションを支援する。</p> <p>2-2 関連政策の地方レベルでの実施推進・モニタリング・評価に向けた女性開発庁職員のための教材やツールキットの開発及び普及を支援する。</p> <p>3-1 東部パイロット県における経験を普及するために、中央レベルでのフォーラム等を企画・開催する。</p> <p>3-2 地域国際機関やドナーの会合に出席し、情報収集をすると共に女性開発庁の上記経験・教訓を共有する。</p>
投入	
日本側投入	<ul style="list-style-type: none"> ■ 長期専門家1名 ■ 在外事業強化費
相手国側投入	<ul style="list-style-type: none"> ■ 専門家執務スペースの提供(首都、地方) ■ カウンターパートの配置 ■ 移動手段の提供
外部条件	<p>1)前提条件 2014年6月に発足した新政権によるジェンダー格差是正にかかる政策・方針に、大きな後退がない。また現在の女性開発庁の人員配置、予算配分が維持される。</p> <p>2)外部条件 2015年に行われた地方選挙では、女性候補者を最低30%確保するために、クオータ制度が導入され、女性議員が増加した。このため、2016年より実施される本案件は、この地方自治と女性を取り巻く環境の変化を好機と捉え、相乗効果が期待できる。</p>
実施体制	
(1)現地実施体制	ISDEMUは、本部勤務者155名(プログラム並びにシェルター勤務者43名を含む)、県13の県支局勤務者110名(内、25名は社会福祉サービス施設「シウダ・ムヘール」に出向)の計265名の職員を擁する。本部には県支局を統括する「地域運営局(Gestion Territorial)」が置かれ、11名の技官がいる。同局局長が本専門家のカウンターパートとなり、執務スペースは首都サンサルバドルに置き、ここから東部地域への指導を行う。
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	(Cooperation under the Japanese ODA) これまで、我が国は東部地域の経済分野での支援を行ってきており、「一村一品運動個別専門家派遣」や「東部地域観光開発能力強化プロジェクト」、「東部地域零細農民生産プロジェクト」などを通し、女性生産者団体などを支援してきている。
(2)他ドナー等の援助活動	(Cooperation by other donor agencies and NGOs) 米州開発銀行(IDB)の融資によりOXFAM America が東部2県において、農村貧困女性を対象に、「コミュニティー貯蓄・融資」プログラム(2012年~2015年実施。プログラム終了後はOXFAM Americaの資金にてフォローアップ支援の予定。)を実施している。同プログラム参加女性は、経済的エンパワメントのみならずジェンダーの意識化、リーダー研修を受け、積極的な市政への参加が見られる。本案件はこれら女性団体のニーズに応えられるよう地方政府機関側のジェンダーに係る意識化、能力強化、連携促進を行うため、ゆるやかな連携が考えられる。



個別案件(専門家)

2016年10月28日現在

在外事務所 : エルサルバドル事務所

案件概要表

案件名	(和)OVOP運動アドバイザー (英)Advisor of OVOP Movement
対象国名	エルサルバドル
分野課題1	都市開発・地域開発-地域開発
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	商業・観光-商業・貿易-商業経営
プログラム名	東部地域開発プログラム
援助重点課題	経済の活性化と雇用拡大
開発課題	地域開発のための産業基盤整備と生産性向上
プロジェクトサイト	東部地域でのパイロット的な取り組みを中心としたイニシアチブの可能性と実績がある 当該市町村
協力期間	2017年03月01日 ~ 2018年02月28日
相手国機関名	(和)国家小零細企業委員会
相手国機関名	(英)National Commission of Micro, Small and Medium Enterprise

プロジェクト概要

背景	<p>当国におけるOVOP運動は、経済活動の促進を通じた地域開発に資する戦略として75市以上で展開されてきており、JICAの投入としては、2012年11月より個別専門家を派遣している。これまで、CONAMYPEの職員や地域アクターの人材育成に注力しつつ、CONAMYPE内にOVOP事務局が設置された他、OVOP政策への着手、OVOP戦略のガイドラインの設定等、OVOP運動を促進するための制度化が進んでいる。また、地域活動では、地域間でのグッドプラクティス視察・交流会の定期的な開催やオンパクのガイドブック及び機関紙の作成、経営管理にかかる技術支援、アンテナショップ・見本市、地域フェスタ等の開催等を通じた地域産品(農産物加工や工芸品)の市場開拓支援等も展開してきている。</p> <p>以上のようなOVOP運動の取り組みを踏まえて、エルサルバドルのOVOP運動として確立するために、OVOP運動の地域経済や地域住民に対する社会経済的なインパクトを評価・分析してその効果を図りつつ、地域ブランドの制度を構築していく必要がある。特に、地域ブランドの制度構築では、地域産品(農産物加工や工芸品)や地域の特色を売りにした取り組み(観光事業等)が、OVOPのロゴの使用等により商品として地域で認証されるだけでなく、地域自体の知名度向上及び地域振興に繋がるような取り組みに発展していくことも課題である。これに関し、CONAMYPEが中心となり、様々なセクター(農業や観光他)にかかる関連省庁や地方自治体との連携を強化しつつ、地域ブランドの取り組みが全体として促進されるようなインセンティブの仕組みを構築することが重要課題として残されている。</p>
上位目標	社会経済開発の促進に向けてエルサルバドルOVOP運動の(効果的な地域振興アプローチとしての)持続性及び独自性を強化する。
プロジェクト目標	エルサルバドルにおけるOVOP運動(のモデル)を確立する。
成果	<ol style="list-style-type: none">1. 「地域ブランド」制度が構築される。2. OVOP運動の取り組み効果を検証するための社会経済インパクト評価と(OVOP活動実施地域:OVOPの取り組みの改善、未実施地域:OVOP運動の拡大を図るために)その結果の市・地域関係者に対する情報共有・活用の仕組みが構築される。3. 地域協力支援に向けた技術移転ガイドラインへ反映するためにエルサルバドルOVOP運動

の経験やデータが収集される。

4. OVOP運動が可視化され、OVOP運動の重要性について認知度が向上する。

活動

- 1-1. ブランド使用の認定に向けて、市・地域単位で設置されるOVOP委員会の支援を受けつつ、全国OVOP委員会ネットワークや関連機関と共に地域ブランドの手法戦略の案を設計する。
- 1-2. 地域ブランドにかかる戦略手法に関し、ローカルアクター（官民機関や企業等）へオリエンテーションを行う
- 1-3. 地域ブランドのプロモーションと地位確立に向けた戦略の実践をファシリテートする
- 2-1. OVOP運動の社会経済インパクト評価のための指標とその結果の情報共有・活用にかかる仕組みをデザインする
- 2-2. 社会経済インパクト評価の仕組みをローカルアクター（官民機関や企業等）に共有する
- 2-3. 地域経済開発関連の担当職員による支援の下、OVOP運動の社会経済インパクト評価の実施とその結果の情報共有・活用を行う。
- 2-4. 社会経済インパクト評価の結果を技術指導に反映するためにデータを収集・分析する
- 3-1. 地域ブランド及び社会経済インパクト評価の実施を通じて得た経験と教訓を分析する
- 3-2. 地域ブランド戦略と社会経済インパクト評価のメカニズムにかかる技術移転のためのツール（マニュアル、フォーマット、規程等）策定に向けたファシリテーションとオリエンテーションを行う。
- 4-1. 全国OVOP委員会ネットワークや全国各地のOVOP委員会と共に策定する活動計画を基に、地域で実施・展開された活動の情報発信にかかるファシリテーションを行う。
- 4-2. エルサルバドルOVOP運動として広報プラットフォーム（WEB：HPやSNS）をCONAMYPEが構築するために、OVOP運動の経験やグッドプラクティスを収集、分析する。

投入

日本側投入

- OVOP運動の手法を実施する経験を有する長期個別専門家1名
- 専門家の活動経費

相手国側投入

- 人材
 - ・直接的カウンターパート：CONAMYPEのOVOP運動事務局長）
 - ・地方におけるカウンターパート：サンタナ、ソンソナテ、サンミゲル、ラウニオン、サンサルバドル、ラリベルタ、サカテコルカ、コフテペケ、チャラテナンゴのCREDEL職員、及びジョバスコ、ナウイザルコ、ラパルマのCDART職員
 - ・関連職員：CONAMYPE長官、副長官
- オフィススペース、パソコン、オフィス周辺機器
- 移動手段

外部条件

今年10月に公布された一村一品（OVOP）国家政策の内容が大きく変更されない。

実施体制

(1)現地実施体制

2016年のCONAMYPEの一村一品事務局の予算は、\$159,000となっており、来年の予算（2017年1月～12月）についても、申請する予定。CONAMYPEは、約135人の職員と54人の契約職員（プロジェクト付）を有しており、政府の5か年計画に基づき、当国におけるOVOP運動を率いてきた。政府の五か年計画では、地域に根付く魅力ある独特な商品の開発やプロモーションを促進するOVOP運動の拡大戦略に資する取り組みへの言及がある。このように、当国において、OVOP運動にかかるプログラムの実施と共に、政策レベルにおける組織的コミットメントが見受けられる。

(2)国内支援体制

特になし

関連する援助活動

(1)我が国の

援助活動

・JICA優先プログラム「東部地域開発プログラム」に位置づけられる各案件との情報交換や連携調整を図っている。

・SICA配属個別専門家との情報交換を行っている

(2)他ドナー等の

援助活動

・台湾：イロバスコ市におけるOVOP運動への資金援助が伴う工芸品の質の向上やパッケージ加工等への技術指導が行われた。プロジェクトの第二フェーズが実施されており、収入向上や雇用促進の観点から、組織強化やイノベーションにかかる取り組みが展開されている。

・ルクセンブルグ：資金援助を行っており、資金へのアクセスにかかるNGOを対象としたコンクールが開催され、OVOP運動が優先的なプログラムとして位置づけられた。この中でCONAMYPEは、各地域におけるOVOP運動の促進に関して、NGOsへ技術指導を行う。



個別案件(専門家)

2017年11月16日現在

本部/国内機関 : 中南米部

案件概要表

案件名	(和)大統領府開発計画アドバイザー (英)Development Planning Advisor for the Technical Secretariat of the Presidency
対象国名	エルサルバドル
分野課題1	都市開発・地域開発-地域開発
分野課題2	援助アプローチ-キャパシティ・ディベロップメント
分野課題3	ガバナンス-行政基盤
分野分類	計画・行政-開発計画-開発計画一般
プログラム名 援助重点課題 開発課題	東部地域開発プログラム 経済の活性化と雇用拡大 地域開発のための産業基盤整備と生産性向上
プロジェクトサイト	サンサルバドル市
協力期間	2012年06月01日 ~ 2016年11月24日
相手国機関名	(和)大統領府官房
相手国機関名	(英)Technical Secretariat of the Presidency

プロジェクト概要

背景

エルサルバドルでは、大統領府官房(Secretaria Tecnica y de Planificacion de la Presidencia: STPP)が、地域開発計画も含めた国家レベルの開発計画調整、ミレニアム開発目標(MDGs)達成等「エ」国政府がコミットした世界的枠組・イニシアチブへの対応のための援助機関・省庁との調整業務を行っている。かかる状況下、2009年に実施された要望調査において、STPから個別専門家「大統領府官房開発計画アドバイザー」の派遣が要請され、JICAは2011年中に2回に渡り同アドバイザーを派遣した。

同アドバイザーの派遣を通じて、2010年6月に現フネス政権が発表した「開発5か年計画(Plan Quinquenal de Desarrollo:PQD)」の中で、「生産的開発のための国家システム(Sistema Nacional de Desarrollo Productivo:SNDP)」が主要政策の1つとして挙げられているものの、STP内での取り組みがやや低調であること及び我が国の協力として東部地域開発プログラムと整合させる形で活性化させる必要性が高いことが確認された。

この結果を受け、2012年11月から2013年3月にかけて個別専門家「大統領府開発計画実施支援アドバイザー」を派遣し、PQDの推進に係るSTPの計画機能強化、実施能力強化について支援を行った。具体的には、SNDPの実施促進の一環として、国内で特に開発が遅れている太平洋沿岸地域の総合開発計画の検討や同計画を実施するためのSTP内の体制整備について支援、提言等を行った。同総合開発計画は、「沿岸海洋地域統合的持続的開発戦略(Estrategia para el Desarrollo Integral y Sostenible de la Franja Costera Marina:FCM戦略)」と呼ばれ、JICAの東部地域開発プログラムと同じくラ・ウニオン港湾地域やプエルト・エル・トリウンフォ港湾地域などが主要対象地域に含まれており、同プログラムとの関連性が非常に高いことから我が国の協力をを行うにあたり注視していく必要がある。

このような状況下、2014年6月にサンチェス・セレン政権が誕生し、2015年1月には国家開発5か年計画が発表された。同計画の策定にあたっては、本専門家の提言も取り入れ、同計画の進捗評価の項目も盛り込まれている。このように我が国にとって、本専門家の派遣は現政権との対話の糸口になるだけでなく、特に「東部地域開発プログラム」と関連した我が国が推進すべき協力の方向性を現政権の各種施策に適切に反映できる機会となっており、本専門家の継続した派遣が求められている。

上位目標 適切な計画・政策のもと、エルサルバドル東部地域の開発が促進される。

エルサルバドル政府による国家開発5か年計画の適切なモニタリングのもと、東部地域開発に

プロジェクト目標

係る計画策定・政策実施が推進される。

成果

1. STPPによる国家開発5か年計画のモニタリングが適切に行われる。
2. 現セレン政権が標榜した各種施策のうち、我が国に深く関わりがあるものについて、成果及び今後の課題が適切に取りまとめられる。
3. 現セレン政権の東部地域開発に係る計画策定及び政策実施支援を通じて、「東部地域開発プログラム」の適切な方向性が見出される。

活動

- 1.1 国家開発5か年計画の実施状況及び見直し状況を確認する。
- 1.2 同5か年計画の実施における課題を分析し、C/Pとともに解決策を検討する。
- 2.1 「国家生産的開発」の推進に向けた制度 Sistema Nacional de Desarrollo Productivo(以下、SNDP)における事業進捗状況、特に「沿岸海洋地域持続的開発戦略2012-2024」(Estrategia de Desarrollo Integral y Sostenible de la Franja Costero-Marina 2012-2024 (以下、FCM戦略))の実施に向けた検討状況を確認する。
- 2.2 FCM戦略の実施支援に関連する他ドナーの動向を確認し、関係者からのヒアリング等を通じて把握し、問題点・課題をC/Pとともに抽出する。
- 3.1 現政権の東部地域開発に係る計画策定及び政策実施に関して、情報収集・提言を行う。
- 3.2 東部地域開発に関して、これまでの我が国及び他援助機関の動向を現政権関係者に継続してインプットし、現政権の計画・政策と東部地域開発プログラムのアラインメントを図る。
- 3.3 別途派遣予定の学識経験者の受入に係る準備及び前後の調整を行う。
- 3.4 東部地域に係る新規事業(可能であればJICA案件)の形成を図る。

投入

日本側投入

日本人専門家1名(延長分: 15.6 MM、2015年8月5日～2016年11月24日)
在外事業強化費(本予算の業務主管部門はエルサルバドル事務所)
運営指導調査団による本邦有識者の派遣(中南米部旅費による対応)

相手国側投入

専門家執務スペースの提供
カウンターパートの配置
移動手段の提供

外部条件

エルサルバドル政府の東部開発に係る政策が大きく変わらない。

実施体制

(1)現地実施体制

官房副長官および生産的開発システム・ユニット長等

(2)国内支援体制

業務主管部門及び本邦有識者による助言等

関連する援助活動

(1)我が国の

援助活動

個別専門家「経済開発計画」(1994.3～1996.3)
個別専門家「経済開発計画」(1997.4～1999.4)
個別専門家「開発計画」(2002.6～2005.5)
個別専門家「開発計画」(2005.6～2008.6)
個別専門家「開発計画アドバイザー」(2008.9～2010.9)
個別専門家「大統領官房開発計画アドバイザー」(2011.9～2011.12)

(2)他ドナー等の

援助活動

・米国政府によるAsocio para el Crecimiento(成長のためのパートナーシップ)において生産力向上分野の協力及びMCC(ミレニアム・チャレンジ・アカウント)による沿岸地帯の開発(インフラ整備等)が計画されている(いずれも大統領府が取りまとめ機関)。



技術協力プロジェクト

2018年10月25日現在

本部／国内機関 : 農村開発部

案件概要表

案件名	(和) 東部地域野菜農家収益性向上プロジェクト (英) Horticultural Farmers' Profitability Improvement Project in the Eastern Region of the Republic of El Salvador
対象国名	エルサルバドル
分野課題1	農業開発-園芸・工芸作物
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	農林水産-農業-農業一般
プログラム名	東部地域開発プログラム
援助重点課題	経済の活性化と雇用拡大
開発課題	地域開発のための産業基盤整備と生産性向上
プロジェクトサイト	エルサルバドル東部地域4県(ウスルタン県、サン・ミゲル県、モラサン県、ラ・ウニオン県)
署名日(実施合意)	2014年02月04日
協力期間	2014年05月31日 ~ 2018年05月30日
相手国機関名	(和) 農牧省
相手国機関名	(英) Ministry of Agriculture and Livestock

プロジェクト概要

背景 エルサルバドル共和国(以下、「エルサルバドル」)では、農業はGDPの約12.7%を占めており、労働人口の約22%がそこに従事する重要な産業である。エルサルバドルでは、1979年以降、ゲリラ勢力と政府軍との間で内戦が続いたが、1992年に和平合意した後には、帰還兵・帰還難民の経済的自立と農業振興を目的とした農業改革が実施され、土地の細分化が進んだ。そのため、農民の多くは零細(農地面積3ha以下で、自給自足のための農業生産を主として行う農家層)であり、全農民の約80%を占めている状況である。これら零細農民は、市場・金融へのアクセスや生産技術を有せず、農村部の貧困層を形成している。中でもそのような問題が顕著なのが東部地域(ウスルタン県、サン・ミゲル県、モラサン県、ラ・ウニオン県)であり、零細農民の割合が高い最貧地域となっている。同地域では、主としてトウモロコシ等の基礎穀物の他に、ピーマンやトマト等の野菜類が生産されており、零細農民の多くも自給用の野菜を栽培し、一部を販売している。同地域は他地域と比較して農業生産性が低いことから、零細農民の農業生産技術指導による農業生産性向上のための取り組みが進められている。これら零細農民への農業技術指導については、農業・林業分野の技術研究開発と普及を担う国立農牧林業技術センター(以下、「CENTA」)が実施しており、近年の同センターの活動により、有機農法や簡易ハウスを用いた栽培技術が普及しつつある。その一方で、当該地域の零細農民による市場や技術へのアクセスは未だに限定的である。そのため多くの零細農民・農業協同組合は、生産物を大手流通業者以外の仲買人に販売しており、大手流通業者への販売を通じたスーパーマーケット等への販路を持っていないのが実態である。このような状況を改善するためには、零細農民の組織化や市場のニーズに合致した品質・量の農産物を生産することにより価格交渉力の強化を行うとともに、バリューチェーンにおける上流から下流(卸売、小売等)への販路を構築・強化することが課題となっている。

上位目標 東部地域の野菜生産農家グループの野菜販売による収益性が向上する。

プロジェクト目標 対象野菜生産農家グループの野菜販売による収益性が向上する。

成果	<p>成果1:対象野菜生産農家グループ、スーパーマーケット等の関係強化を通じて対象野菜生産農家グループの市場適応力が改善される。</p> <p>成果2:市場のニーズに応じた生産を行うための有用栽培技術・経営改善手段が対象野菜生産農家グループに採用される。</p>
活動	<p>1-1 対象農家グループの野菜流通に係る現状を把握するためのベースライン調査を農牧省アグリビジネス課が実施する。</p> <p>1-2 対象農家グループ、スーパーマーケット、農牧省アグリビジネス課職員が農産物流通改善(契約栽培、ブランド化、農民組織化、地産地消の取り組み等を含む)に関する研修を受講する。</p> <p>1-3 研修を受講した農民、スーパーマーケット、農牧省アグリビジネス課職員が、対象農民の農産物流通改善のためのアクションプランを策定する。</p> <p>1-4 研修を受講した農民、スーパーマーケット、農牧省アグリビジネス課職員が、1-3で策定されたアクションプランを実践する。</p> <p>1-5 研修を受講した農民、スーパーマーケット、農牧省アグリビジネス課職員が、1-4の活動を通して得られた教訓を整理する。</p> <p>2-1 農牧省アグリビジネス課が対象農民の野菜生産状況と栽培技術及び経営改善手段の現状に関するベースライン調査を実施する。</p> <p>2-2 対象農民及び東部地域のCENTA普及所の普及員に対し、栽培技術及び経営改善手段に関する研修を実施する。</p>
投入	
日本側投入	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家:総括/農産物流通改善、計画アドバイザー/研修計画、業務調整/アクションプラン実施支援、有用農業技術及び普及:4年間で合計89MM程度 ・本邦研修及び第三国研修(コスタリカ等) ・機材供与(車両、コンピュータ等)
相手国側投入	<ul style="list-style-type: none"> ・カウンターパート(C/P)配置(農牧省アグリビジネス課、CENTA普及員) ・プロジェクト事務所(農牧省に設置) ・現地活動費(プロジェクト事務所・研修施設等の光熱費等)
外部条件	<ul style="list-style-type: none"> (1)事業実施のための前提 (2)成果達成のための外部条件 (3)プロジェクト目標達成のための外部条件 (4)上位目標達成のための外部条件
実施体制	
(1)現地実施体制	農牧省アグリビジネス課、国立農牧林業技術センター
(2)国内支援体制	国際協力専門員
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	<p>東部地域開発プログラムでは、技術協力プロジェクト「農業技術開発普及強化計画」(1999年～2004年)及び「東部地域零細農民支援プロジェクト(以下、「PROPA」)」(2008年～2012年)を実施した。PROPAでは、東部地域零細農民の野菜栽培に関する技術支援体制の強化を目標とし、CENTA普及員に対する指導を通じた有機栽培技術の導入や経営改善手段の指導体制の強化に取り組んだ。本プロジェクトでは、PROPAで導入が進められた有機栽培技術や経営改善手段のさらなる東部地域農民への定着を図る。</p>
(2)他ドナー等の援助活動	<p>IFADが実施中のPRODEMOROでは、本プロジェクトと同じ地域を対象として、ハウス園芸施設や生産物集荷場等の生産インフラ整備、農民に対する組織強化等の支援を実施している。</p>



個別案件(専門家)

2019年03月14日現在

本部/国内機関 : 中南米部

案件概要表

案件名	(和) 中米統合機構(SICA)地域協力アドバイザー (英) Advisor for SICA/JICA Regional Cooperation Program
対象国名	エルサルバドル
分野課題1	その他-その他
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	計画・行政-開発計画-開発計画一般
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	その他
開発課題	その他
プロジェクトサイト	エルサルバドル及び中米各国(SICA加盟国)
協力期間	2015年04月24日 ~ 2019年10月31日
相手国機関名	(和) 中米統合機構事務総局
相手国機関名	(英) General Secretariat of Central American Integration System (SG-SICA)

プロジェクト概要

背景	<p>中米統合機構(SICA)は、1991年、中米地域の統合と地域的な平和、自由、民主主義と開発を達成することを目的として設置された。SICA加盟国は、グアテマラ、エルサルバドル、ホンジュラス、ニカラグア、コスタリカ、パナマ、ベリーズ、そして2013年に準加盟国から加盟国となったドミニカ共和国である。SICAは、主に中米地域における防災・気候変動、治安、経済統合、社会統合の4つの主要分野を中心に統合を促進するための活動を行っている。エルサルバドルに本部を置く事務総局(SG-SICA)は、これらの分野の調整を行い、大統領会合における合意事項のフォローアップや中米地域での地域協力を促進している。</p> <p>2005年8月、SICA加盟国及び準加盟国大統領等が来日し、日本・中米首脳会談が開催され、「東京宣言」及び日本の中米協力の指針となる「行動計画」が採択された。特に「行動計画」には、中米統合を促進するための日本側協力内容の詳細が記載されており、これら決定事項に係る日・中米双方のフォローアップは、毎年開催される日本・中米「対話と協力」フォーラム同様、不可欠である。</p> <p>2010年1月、日本はSICAの域外オブザーバーとして承認されたことで、SICAにおいて日本としての協力の役割を果たしていくことが求められており、また、2015年10月に初めてSICAとJICAで初めてSICAとJICAの間で年次協議が開催され、域内共通の課題として、物流ロジスティックス、インフラ気候変動対策、生態系・湿地保全、ジェンダーの4分野について、地域協力案件形成を進めていくことが合意された。また、2016年の第二回年次協議では、上記4分野に農村テリトリアル開発が加えられる中、各分野の案件形成他が進められていることから、案件形成段階における多種多様なセクター各機関との調整も含め、日本人アドバイザーによる継続的な協力が必要とされている。</p>
上位目標	日本が実施するSICA地域協力の形成及び実施を通じて、開発及び地域統合の目的達成に向けたSICAの取り組みが促進、支援される。
プロジェクト目標	SICA-JICA地域協力アクションプラン(2015-2020)に基づいた地域協力案件の形成、実施、評価を通じて、プロジェクト・マネジメントにおけるSICA関係機関の能力が強化される。
成果	1. SICA側および日本側(外務省、JICA)の双方において、「日・中米フォーラム」及び「行動計画」並びに地域協力アクションプラン等の合意事項に基づく対SICA地域協力の意義や方向性が再確認されるとともに、必要に応じ再整理される。

	<p>2. SICAと日本政府との間の技術協力協定の締結に必要な調整が促進され、必要な情報が提供される。</p> <p>3. 成果1. の合意事項に基づいた対SICA地域協力案件が形成され、その適切な実施が促進される。</p> <p>4. SICA関係機関担当職員のプログラム・プロジェクト・マネジメントの知識・ノウハウが向上する。</p>
活動	<p>1.1 「日・中米フォーラム」及び「行動計画」並びに地域協力アクションプランの内容について、SICA側および日本側（外務省、JICA）の双方の関係者と恒常的に共有し、対SICA地域協力の意義や方向性について継続的に協議する。</p> <p>1.2 対SICA地域協力の意義や方向性を関係者間で確認する手段として、「対SICA開発協力方針（案・仮名）」及び「対SICA事業展開計画（案・仮名）」等の文書の更新や新規作成を行う。</p> <p>1.3 対SICA地域協力の意義や方向性の具現化に必要な、SICA-JICA地域協力アクションプランをモニタリング・更新する。</p> <p>1.4 対SICA地域協力の意義や方向性について関係者に周知し、必要な参加・協力を調整する。</p> <p>2.1 日本政府が技術協力協定の締結を検討・調整する際に必要な情報・資料を纏める。</p> <p>2.2 技術協力協定の締結にかかるSICA側との調整を支援・促進する。</p> <p>3.1 SICA-JICA地域協力アクションプランに基づき、地域共通の課題解決に向けた効果的な支援の実施に係る関連情報の収集を行い、関係者に発信する。</p> <p>3.2 各SICA関係機関及びJICA関係部署、また関連在外公館との間で、地域協力案件の形成・要請、及び円滑な実施に係る調整・支援を行う。</p> <p>4.1 SICA関係機関担当職員のプログラム・マネジメントに係る現状・ニーズを把握する。</p> <p>4.2 SICA関係機関担当職員のプログラム・マネジメントに係る研修を計画・実施する。</p>
投入	
日本側投入	日本人長期専門家1名（48M/M） 専門家現地業務費
相手国側投入	※投入金額については、派遣中の専門家の派遣経費の実績を元に試算。 専門家執務スペースの提供 カウンターパートの配置 活動に伴う秘書的サポート
外部条件	外部条件：SICAが中米統合に果たす役割に変化がないこと。 治安状況：勤務地であるSICA事務局は比較的治安のよい地区にあるが、「E」国の治安状況は良いとは言えず、一定の対策（自家用車や無線タクシーでの移動、等）を要する。
実施体制	
(1)現地実施体制	SICA事務総局国際協力部がカウンターパートとなる。
(2)国内支援体制	案件の発掘・形成の際には、各SICA専門機関との密接な連絡体制をとる。 特になし。
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	<p>1) 我が国の援助活動 Cooperation of the Japanese ODA</p> <p><過去の中米地域への広域協力専門家派遣></p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域専門家「中米統合支援」（2000.2-2004.2） ・企画調査員「中米統合支援」（2004.7-2005.7） ・広域専門家「プエブラ・パナマ計画円借款アドバイザー」（2005.9-2007.9） ・広域専門家「中米統合機構広域協力アドバイザー」（2006.4-2008.4） ・広域専門家「プロジェクト・メソアメリカ円借款アドバイザー」（2008.11-2010.5） ・広域専門家「中米統合機構広域協力アドバイザー」（2008.11-2011.11） ・広域専門家「中米統合機構広域協力アドバイザー」（2011.11-2015.3） ・広域専門家「中米統合機構地域協力アドバイザー」（2015.4-2017.3）
(2)他ドナー等の援助活動	地域協力においては、EU、スペイン、USAID、GIZ、KOICAなどが協力を実施しているが、SICAへの専門家派遣しているドナーは我が国以外に存在しない。